

市民協働推進会議協働事業選定・評価部会
価値共創促進事業採択者審査基準

審査項目	審査の視点	満点
の地域課題 明確性	地域課題をデータ等により具体的に認識・分析し、市民や地域のニーズを的確に捉えているか。	10
	行政単独では解決できない課題が明確に存在するか。	
共創の 必要性	市にとって共創する意義があり、課題解決のために市が関わることがふさわしい事業か。	10
	団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。	
	行政では従来にはない解決策であると認められるか。	
公益性・社会的 インパクト	特定の人の利益ではなく、不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益に寄与するか。	10
	事業を共創することにより、(一定程度) 社会変革に寄与することが期待できるか。	
	ロジックモデルの内容が妥当（実現可能性、ロジックに矛盾がないか）であるか。	
斬新性	新しい視点と創意による要素が盛り込まれた事業か。	10
	事業の発展性や将来性が期待できるか。	
	市にとって新たな取組であり、何らかのイノベーション創出につながるか。	
実現可能性	目標が明確で、達成が見込める（無理のない）計画となっているか。	10
	計画を実現できる体制（人材面・資金面）を有しているか。	
	提案書や提案説明で、事業のポイントや団体の熱意を的確に伝えられているか。	
妥当性	費用対効果の視点で、市の委託事業として妥当であるか。	10
	令和6年度中に緊急で実施すべき事由があると認められるか。	
合計		60

2 採点基準

満点	特に良い	良い	普通	やや劣る	劣る	評価対象外
10点	10・9点	8・7点	6・5点	4・3点	2・1点	0点

※各審査員が「可」または「不可」を判定します。

一つの審査項目につき、10点満点の計60点とし、各審査員がそれぞれ採点を行います。全審査員の合計点を審査の点数とし、審査の点数が6割を超え、かつ「可」が過半数を超えることを審査通過にあたっての最低基準とします。